

## 要 旨

福井県文書館は、閲覧利用事業の柱として「デジタルアーカイブ福井」を通じて目録を提示し、閲覧利用の便を図っているが、現行の「デジタルアーカイブ福井」は、その利用の状況や利用者の意見などから判断すると、一般利用者を念頭に置いた、閲覧利用のためにより「分かりやすい目録」としての充実を図るための改善の余地がある。

福井県文書館の収蔵古文書資料データベースをなす古文書家目録と資料目録は、これまでの調査において作成された目録や、含まれる古文書資料群の性格などを反映しているため、現行の目録には資料名を補う文字情報が不足しているという課題があり、また資料群の階層構造であるサブフォンドやシリーズが明確に示されていないという特徴を有する。

そこで、資料群の原秩序が大きく失われている坪川家文書を対象としてフォンドの目録記述を行い、次いで資料群の階層構造分析およびサブフォンドやシリーズの設定を試行したところ、コンテキストが不明な写本類や、アイテムに公私の機能が混在してシリーズの設定が困難な内容を持つ年帳類を、資料群の階層構造にどう位置付けるかが大きな課題となることがわかった。この場合、編成を保留したアイテムを置くためのサブフォンド「その他」を設定することで、目録記述は可能となるが、そのサブフォンドの性格についての説明が必要となるほか、坪川家文書の場合、そのサブフォンドに含まれるアイテムの点数が多くなるという問題や、その目録ではアイテムのもつ豊かな内容を十分に表現できないという問題が生じる。

そのため坪川家文書においては、サブフォンドやシリーズなどの階層性を明確に示さずフォンドとアイテムの2階層のみ示す目録の方式がより適合的である。ただその場合、一般利用者のために、目録の記述要素として「資料名」を適切に示すことのほか、特に第1章で指摘した現行目録の改善すべき点である「資料名を補う情報の不足」をふまえ、資料の内容に関する情報を目録上で示すなど、アイテムレベルの目録記述を充実させる必要がある。

「記録史料を正確かつ適切に再現」した目録は、「分かりやすい目録」の基準となる。資料名に加え、資料そのものに含まれるコンテンツを表す「見出し」などの「具体の文字情報(テキスト)」を目録記述に積極的に用いることは、アイテムの目録記述を充実させることにつながり、分かりやすい目録を実現するための方法として合理性がある。アイテムに含まれるコンテンツを示すことにより目録の客観性や正確性が高まるとともに、閲覧利用のための「分かりやすい目録」の実現に資する。